

## 約款改訂履歴

変更日付:平成 30 年 2 月 20 日

約款種類:MiraiNET データセンター・サービス契約約款

区分:改訂

### ■約款新旧対照表(変更箇所及び変更内容)

変更後	変更前	備考欄
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>第13条（<u>暴力団等反社会的勢力の排除</u>）</p> <p><u>申込者または契約者（申込者または契約者が法人である場合は、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u></p> <p><u>(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。</u></p> <p><u>(2)反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p><u>(6)自己の親会社・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役職員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(7)下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が前(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者であること。</u></p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>第13条（<u>暴力団排除措置による契約の解除</u>）</p> <p><u>当社は、契約者（契約者が法人である場合は、当該法人の役員等をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。</u></p> <p><u>(1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2)暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3)契約者（契約者が法人である場合は、当該法人の役員等）もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどした者</u></p> <p><u>(4)暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与している者</u></p> <p><u>(5)暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p><u>(6)下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者</u></p>	<p>（略）</p> <p>（変更）</p>

<p>2. <u>申込者または契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。</u></p> <p>(1)<u>暴力的な要求行為</u></p> <p>(2)<u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>(3)<u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>(4)<u>風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為</u></p> <p>(5)<u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>3. <u>当社は、契約者が第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。</u></p> <p>4. <u>前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は契約者へ違約金として最大で利用料金の 6 ヶ月分を契約者に請求できるものとします。</u></p> <p>5. <u>第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約者は当社にその損失の補償を求められないものとします。</u></p> <p>第14条～第41条（略）</p>	<p>2. <u>前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は契約者へ違約金を請求できるものとします。</u></p> <p>3. <u>第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約者は当社にその損失の補償を求められないものとします。</u></p> <p>第14条～第41条（略）</p>	<p>（ 変 更 ）</p> <p>（ 変 更 ）</p> <p>（ 追 加 ）</p> <p>（ 略 ）</p>
---	--	---